

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○有害図書類の指定.....	(生活文化・青少年室)	7
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業支援課)	7
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....	(農業支援課)	7
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	7
○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件).....	(治山課)	8
○道路の供用の開始(2件).....	(道路整備課)	8

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	8
--------------------------------------	---

告 示

北海道告示第818号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	17885-11	ブブカ 11月号	2005年11月1日発行 株式会社 コアマガジン
同	07373-11	ヴァッカ! Vol. 76	2005年11月11日発行 株式会社 パウハウス
同	18113-11	本当にあったHな話 11月号	2005年11月1日発行 株式会社 ぶんか社
同	18763-11	もっとすごい本当のH話	2005年11月19日発行 株式会社 パウハウス
同	18613-11	メンズゴールド 11月号	2005年11月11日発行 株式会社 リイド社
同	15529-11	ZUBA!【ズバッ!】 11月号	2005年11月10日発行 インフォレスト株式会社
同	02591-11	カルビPOWER 11月号	2005年11月1日発行 若生出版株式会社
同	08877-11	Yha! Hip & Lip	2005年11月号 株式会社 ワニマガジン社

同	11803-11	ウォーB組 11月号	2005年11月1日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	13479-11	COMIC ゲッチュ 11月号	2005年11月1日発行 若生出版株式会社
同	13991-11	COMIC バズーカ 11月号	2005年11月1日発行 辰巳出版株式会社
同	03299-11	月刊クリーム 11月号	2005年11月1日発行 ワイレア出版株式会社
同	04167-11	ストリート・シュガー 11月号	2005年11月1日発行 株式会社 サン出版
同	02801-11	Kissui きっすい! 11月号	2005年11月1日発行 英知出版株式会社
同	52121-35	誘惑・家庭教師	2005年10月31日発行 株式会社 フロム出版
同	54680-10	敏感少女っ♥	2005年11月5日初版発行 マイウェイ出版株式会社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第819号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年10月25日、新篠津土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第820号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小平町土地改良区が新たに行う土地改良(田代地区小規模土地改良(農業用排水))事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成17年11月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第821号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字大岸231の1地先・231の1・232・233の5(以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。)、229の4、229の11、229の13、231の6

- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月4日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央九丁目78、79の1、79の2、89の1から89の3まで
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月4日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 帯広市泉町207の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 帯広市泉町222の1・223・224（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字駒畠720の4、721の4、721の5、722の2

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 赤平奈井江線	空知郡奈井江町字東奈井江135番1地先から空知郡奈井江町字東奈井江130番1地先まで	平成17.11.4	

北海道告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 根室浜中釧路線	釧路郡釧路町昆布森2丁目39番地先から釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森126番地先まで	平成17.11.10 12時	

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第165号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年11月4日から施行する。

平成17年11月4日

		北海道警察本部長 樋 口 建 史	
別表札幌方面東警察署の項中			
「		同	東区北34条から北35条までの東

丘 珠			同 東区北 35条東26丁目 3番17号	20丁目から東28丁目まで、北36条の東 20丁目から東29丁目まで、北37条の東 20丁目から東30丁目まで（東23丁目及 び東24丁目欠）、北38条及び北39条の 東20丁目及び東21丁目、北40条及び北 41条の東20丁目、北丘珠1条2丁目か ら4丁目まで、北丘珠2条から北丘珠 5条までの1丁目から4丁目まで、北 丘珠6条4丁目、中沼西1条から中沼 西5条までの1丁目及び2丁目、丘珠 町、栄町の一部（市道烈烈布北支線3 号線以東）並びに中沼町
-----	--	--	----------------------------	---

を
「

丘 珠			同 東区北 35条東26丁目 3番17号	同 東区北34条から北35条までの東 20丁目から東28丁目まで、北36条の東 20丁目から東29丁目まで、北37条の東 20丁目から東30丁目まで（東23丁目及 び東24丁目欠）、北38条及び北39条の 東20丁目及び東21丁目、北40条及び北 41条の東20丁目、北丘珠1条2丁目か ら4丁目まで、北丘珠2条から北丘珠 5条までの1丁目から4丁目まで、北 丘珠6条4丁目、中沼西1条から中沼 西5条までの1丁目及び2丁目、中沼 1条及び中沼6条の1丁目から3丁目 まで、中沼2条から中沼5条までの1 丁目及び2丁目、モエレ沼公園、丘珠 町、栄町の一部（市道烈烈布北支線3 号線以東）並びに中沼町
-----	--	--	----------------------------	--

に改め、同表札幌方面厚別警察署の項中

「

森林公園			同 厚別区 厚別北4条4 丁目16番	同 厚別区厚別北1条1丁目から4 丁目まで、厚別北2条1丁目から5丁 目まで、厚別北3条及び厚別北4条の 2丁目から5丁目まで、厚別東3条1 丁目から7丁目まで、厚別東4条1丁 目から9丁目まで、厚別東5条1丁目 から4丁目まで、厚別東5条7丁目及 び8丁目並びに厚別町小野幌の一部 （国道12号以東の地区）
------	--	--	--------------------------	--

を
「

森林公園			同 厚別区 厚別北4条4 丁目16番	同 厚別区厚別北1条1丁目から4 丁目まで、厚別北2条1丁目から5丁 目まで、厚別北3条及び厚別北4条の 2丁目から5丁目まで、厚別北5条及 び厚別北6条の4丁目及び5丁目、厚 別東3条1丁目から7丁目まで、厚別 東4条1丁目から9丁目まで、厚別東 5条1丁目から4丁目まで、厚別東5 条7丁目及び8丁目並びに厚別町小野 幌の一部（国道12号以東の地区）
------	--	--	--------------------------	--

に改め、同表北見方面北見警察署の項中

「

中 央			北見市寿町1 丁目1番5号	北見市寿町1丁目から6丁目まで、北 斗町1丁目から3丁目まで、美芳町1 丁目から10丁目まで、幸町1丁目から 8丁目まで、高栄東町1丁目から4丁 目まで、番場町、清見町、緑ヶ丘、花 月町、美山町、北進町及び昭和
駅 前			同 大通東 1丁目18番2	同 大通北1条から北3条まで、北 7条の西1丁目から西6丁目まで、北 4条から北6条までの西1丁目から西 7丁目まで、北8条西1丁目、大通、 北2条から北4条までの東1丁目から 東9丁目まで、北1条及び北5条の東 1丁目から東6丁目まで、北6条から 北9条までの東1丁目から東4丁目ま で、北10条及び北11条の東2丁目から 東4丁目まで、山下町1丁目から5丁 目まで、常盤町1丁目から6丁目ま で、大町、公園町、高砂町、青葉町、 三楽町、三住町、中央町並びに東陵町
小 泉			同 春光町 6丁目1番28 号	同 春光町1丁目から8丁目まで、 小泉、文京町、柏陽町、曙町、並木 町、田端町及び朝日町
南			同 南町1 丁目15番20	同 中ノ島町、南町、南仲町、泉 町、清月町、桜町1丁目から7丁目ま で、若松及び川東
				同 本町及び桂町の1丁目から5丁

西			同 三輪16番172	目まで、緑町1丁目から7丁目まで、卸町1丁目から3丁目まで、双葉町1丁目から3丁目まで、双葉町1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から5丁目まで、西富町、光西町、とん田西町、とん田東町、光葉町、花園町、新生町、川沿町、北央町、錦町、広明町、末広町、無加川町、北光並びに三輪
	高 栄		同 高栄西町7丁目98番760	同 高栄西町1丁目から10丁目まで、若葉1丁目から7丁目まで及び大正
		仁頃	同 仁頃町119番	同 仁頃町、大和、北陽、美里及び上仁頃並びに常呂郡端野町字豊美及び字北登
		上常呂	同 上ところ355番地の8	同 上ところ、北上、常川、開成、南丘、豊地及び広郷

を「

中 央			北見市寿町3丁目1番地5	北見市寿町1丁目から6丁目まで、北斗町1丁目から3丁目まで、美芳町1丁目から10丁目まで、高栄東町1丁目から4丁目まで、緑ヶ丘1丁目から6丁目まで、北進町1丁目から7丁目まで、番場町、清見町、花月町、美山町及び昭和
	駅 前		同 大通東1丁目18番地2	同 大通東1丁目から東9丁目まで、大通西1丁目から西6丁目まで、北2条から北4条までの東1丁目から東9丁目まで、北1条及び北5条の東1丁目から東6丁目まで、北1条から北3条までの西1丁目から西6丁目まで、北4条から北6条までの西1丁目から西7丁目まで、北6条から北9条までの東1丁目から東4丁目まで、北7条西1丁目から西6丁目まで（西3丁目欠）、北8条西1丁目、北10条及び北11条の東2丁目から東4丁目まで、山下町1丁目から5丁目まで、常盤町1丁目から6丁目まで、幸町1丁

」

				目から8丁目まで、大町、公園町、高砂町、青葉町、三栄町、三住町、中央町、東陵町、文京町、柏陽町、曙町並びに並木町
南			同 南町1丁目15番地20	同 南町及び南仲町の1丁目から3丁目まで、泉町1丁目から4丁目まで、桜町1丁目から7丁目まで、中ノ島町、清月町、若松、川東、田端町及び朝日町
西			同 三輪16番地172	同 本町及び桂町の1丁目から5丁目まで、緑町1丁目から7丁目まで、卸町1丁目から3丁目まで、双葉町及び西富町の1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から5丁目まで、光西町、とん田西町、とん田東町、光葉町、花園町、新生町、川沿町、北央町、錦町、広明町、末広町、無加川町、北光並びに三輪
高 栄			同 高栄西町7丁目98番地760	同 高栄西町1丁目から10丁目まで、若葉1丁目から7丁目まで及び大正
		小 泉	同 春光町6丁目2番1号	同 春光町1丁目から8丁目まで、ひかり野1丁目から8丁目まで及び小泉
		仁 頃	同 仁頃町119番地1	同 仁頃町、大和、北陽、美里及び上仁頃並びに常呂郡端野町字豊美及び字北登
		上常呂	同 上ところ355番地33	同 上ところ、北上、常川、開成、南丘、豊地及び広郷

」

「

置 戸	同 置戸町字置戸9番地の10
勝 山	同 字安住139番地の22
訓子府	同 訓子府町栄町31番地

」

に、

を

置 戸	同 置戸町字置戸9番10
勝 山	同 字安住139番地22
訓子府	同 訓子府町栄町31番

」

に改める。